

## 議案第 26 号

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

### 提案理由

辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地にかかる公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるので、この案を提出する。

# 辺地総合整備計画書

福井県三方上中郡若狭町 世久見辺地

(辺地人口 170人 面積 4.6 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町または字の名称

せ く み

世久見

(2) 地域の中心の位置

若狭町世久見第13号31番地

(3) 辺地度点数

120 点

## 2. 公共施設の整備を必要とする事情

(1) 公民館その他の集会施設

世久見うみべの家は、集落センターとしての位置付けのもと、指定管理者制度により世久見区が管理・運営を行っているが、築35年以上が経過していること、また、海岸沿いに設置されていることから、腐食等老朽化が著しく、継続した使用について苦慮している。

そこで、施設全体の改修を行い、集落センター機能のほか、観光関連での利用の受け入れ体制を強化し、地域の活性化につなげていきたい。

## 3. 公共的施設の整備計画

令和8年度		(単位：千円)			
事業主体	区分	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
施設名					
世久見うみべの家	若狭町	9,000	2,700	6,300	6,300